

障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークには、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。各マークの詳細・使用方法については各関係団体にお問い合わせください。

マーク	説明	問合せ
	○障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることをあらわす、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 [電 話] 03-5273-0601 [F A X] 03-5273-1523
	○盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 [電 話] 03-5291-7885 [F A X] 03-5291-7886
	○身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割込みを行った場合には、道路交通法違反になります。	各警察署
	○聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 政令で定める程度の聴覚障害があることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	○耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 [電 話] 03-3225-5600 [F A X] 03-3354-0046
	○ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局障害者施策推進部 [電 話] 03-5320-4147 [F A X] 03-5388-1413

マーク	説明	問合せ
	○オストメイトマーク オストメイト(人工肛門・人口膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人日本オストミー協会 [電 話] 03-5670-7681 [F A X] 03-5670-7682
	○ハート・プラスマーク 身体内部に障害がある方を表すマークです。心臓やじん臓などの内部障害や内部疾患は外見からわかりにくいので、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会 [電 話] 080-4824-9928 [Eメール] info@heartplus.org
	○ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。	東京都福祉局障害者施策推進部計画課 [電 話] 03-5320-4147 [F A X] 03-5388-1413

